大学関係者（教職員・学生）に新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応フロー　　チャート

共通事項

1.学生健康管理票（様式１）は学生自身が登学前に必ず検温と体調チェックを行い記入して持参する(指導済）。
体温計も登学時は必ず持参する（指導済）。
様式１は机上に常においておくこと。確認できない場合は出席を認められない。

2.学生、教職員は必ずマスクを正しく着用する。
　万が一忘れてきたという場合は、保健室で1枚渡す。

3.教職員も朝の検温・体調チェック、マスク着用、こまめな手洗い、アルコール消毒等を行い感染を可能な限り予防する。

※【濃厚接触定義】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より
１）陽性と確定した日から遡って、当該者と２日以内にマスク等の感染予防をしていない状態で、１m以内の範囲内で15分以上の接触をした者
２）陽性者と同居している者
３）その他、保健所から濃厚接触者であると認定された者

①濃厚接触者に該当した場合
※疑いで保健所からの指示を待っている場合を含む

②自身が新型コロナウイルス検査の結果陽性であった場合

新型コロナウイルス感染症の診断あり

①37.5℃以上の発熱または平熱より1.5℃以上高い熱
②体温は①より低いが、強い風邪症状等がある場合

医療機関を受診

新型コロナウイルス感染症の診断なし

①「陰性＝絶対に感染していないではないこと」を念頭に置き、健康管理票に基づいた体調管理をいつもより入念に行い、症状の改善が見られない場合は再度受診すること。
②症状が改善するまでは外出などを極力控えること。
③やむを得ず外出する場合はマスク、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保などをいつもより意識して行動すること。

実習・演習時には科目責任者の責任において、陰性を証明するものの提出が求められる場合がある。

大学へ電話で連絡
（0799-60-1200）

学長・学科長・各担当教員

教務係
・出欠に関する対応

保健室
・濃厚接触者の体調確認
・保健所と協力
・消毒作業

総務係
・消毒作業（清掃業者との調整等）
・施設の利用停止等の対応
・マスコミなどへの対応

保健所
・自宅待機期間、療養期間の指示
・濃厚接触者の調査協力依頼
・消毒指示

学年で陽性者及び濃厚接触者が集団で発生した場合（目安として5人程度）

国、兵庫県、洲本健康福祉事務所からの緊急要請があった場合

学長の判断により対応を検討する。

保健所から指示された期間終了

ガイドラインに従い、公欠申請の為に必要な書類を教務係へ提出
教務係→各科目担当教員

※教職員は所属長に電話で事前に報告の上、出勤する。